

告示

埼玉県告示第百七号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（時空間変位確定測量）

二 作業地域

埼玉県全域

三 作業期間

令和五年二月一日から終了の通知まで